

**令和6年度**

**緊急要望**

**及び**

**令和7年度**

**江東区予算編成並びに**

**施策に対する要望書**

**令和6年9月5日**

**江東区議会自民・参政・無所属クラブ**

## 緊急要望

昨今の引き続き物価高騰や人材不足など、区内中小零細企業や個人事業主等においては、事業の継続性に極めて大きな困難が生じており、事態は深刻であると認識する。

こうした状況を改善し、区民福祉の維持、向上や区民生活に必要なインフラ等の整備を着実に実施していく上で、以下の項目に対する予算措置や施策の実施を緊急要望する。

なお、緊急要望事項については、令和7年度予算編成を待つことなく、補正予算措置を含む令和6年度中の実施も視野に、可及的速やかな対応を強く要望する。

1. 物価高騰対策に資する補助事業を継続して実施すること
1. 企業や社会福祉法人等による「人材の定着」に着目した支援事業を実施すること
1. 公共施設整備事業の入札不調対策として、実勢価格を反映させた予定価格の積算を実施すること。また、学校教育・子育て・福祉など、区民生活に密接な事業の実施に要する事業費や委託費などについても実勢価格を反映させて対応すること

## 産業

①工事請負契約に係る入札・契約制度について以下の項目に取り組むこと。

1. 週休二日制の確保など働き方改革関連法に準拠した工期の設定及び日当たり作業量補正の適用とそれに応じた予定価格の積算や入札参加有資格事業者から工事に係る見積書を徴するなど適正かつ実勢価格に見合った予定価格を設定すると共に、猛暑対策に要する費用を明確に計上すること。

2. 区内事業者のみ単体企業又はJVのいずれも入札参加可能とする混合入札案件の採用とJV結成の簡素化に向け区内支店登録事業者を公表するなど、入札不調対策を講じること。

3. 代価明細表の提示や見積もり参考資料への歩掛の記載など、積算資料の正確性を高めると共に、工種コードナンバーを表示すること。

4. 物価高騰に応じたスライド条項の適切な運用と発受注者ともに事務的手続きの簡素化を図ること。

5. 発受注者間の平等を担保した契約書に改めると共に、特に建築工事における設計変

更に係る規定を整備すること。

6. 前払金支払限度額を物価高騰に応じて見直すこと。

7. 調査基準価格を下回った際の価格点の減点、若手技術者の活用や障害者雇用などの加点、現場代理人に従事した技術者の加点、手持ち工事量比率による評価など、総合評価入札制度の評価項目の改正を実施すると共に、最低制限価格を引き上げること。

8. 排水衛生設備工事の発注について、東京都指定給水装置工事事業者及び東京都指定排水設備工事事業者の資格保有を条件とする、あるいは加点对象とすること。また A ランク発注標準金額 3000 万円以上を都と同等の 4500 万円以上とすること。さらに、総合評価方式以外の入札方法を活用し、実績のない事業者の参入余地を増やすこと。

9. 空調工事と給排水衛生設備工事を 1 つの機械設備工事として発注する際の入札参加資格については、両方の資格保有企業とすること。

10. 建設キャリアアップシステムの普及に向け、区が発注する工事へ適用すること。

11. 区立小中学校の建物現況調査の業務委託について、有事の際の拠点避難所として

の運用も念頭に、区内有資格者団体や区内本店企業を優先した入札制度とすること。

12. 道路・公園清掃、庭園・緑地管理等の委託契約に係る希望型指名競争入札について、受注者の管理能力を担保する制度へと改善を図ること。また、ダンピングによる管理不行き届きを防止する観点から、最低制限価格制度の導入を検討する事。

②道路及び公園維持管理委託事業について、複数年契約、性能発注を基本とする包括管理契約の試行実施を検討すること。

③商店街振興及び家計支援として実施している、プレミアム付き江東区内共通商品券事業について、紙とデジタルを併用して継続、拡充するとともに、商店街に加盟しない店舗についても商品券取扱店舗とし、事業の拡大を図ること。

④取引価格・サービス料金への価格転嫁が困難な中小零細事業者等に対し、経費負担軽減や資金繰りに資する支援を拡充すること。

⑤零細事業者支援として、新紙幣の発行及び成人識別たばこ自動販売機システム(taspo)廃止に伴う券売機や自動販売機等の更新について、助成を検討すること。

⑥企業のコンプライアンスの確立と着実な運用に資するため、専門家を活用した労働環境モニタリングと労務相談事業を継続し、引き続き労働基準法及び安全衛生管理等の適正化を担保すること。また、労務制度は働き方改革関連法をはじめ制度変更が著しいため、創業期のみならず広く一般事業者にも相談窓口を提供するとともに、特定創業支援に対する労務相談事業を実施すること。

## 福祉

- ①区立児童相談所の設置について、近隣区の状況も加味した上で開設目標年度や整備手法を示すこと。
  
- ②児童虐待予防事業を推進し、児童相談所開設に向けて子ども家庭支援センターの機能及び連携強化を更に推進すること。
  
- ③発達障害者（児）について、専門医による診断や未就学児への就学支援から卒業後の就労支援まで、一貫した支援体制を構築すること。
  
- ④引き続き、各種検診事業費の拡充と検診受診率の向上を図るとともに、口腔ケア事業の充実や各種休日診療事業推進に努め、区民の健康増進を図ること。特に認知症検診については、都事業の対象年齢が大幅に拡大されたことや新薬が保険適用となったことから、更なる対象者の拡大と受診しやすい制度設計に努めること。また、受診者のうち、認知機能に疑いのある方による各種認知症予防プログラムへの取組みを支援するとともに経過観測に努め、認知症予防施策を総合的に推進すること。
  
- ⑤令和 8 年度より区事業に移管される予定の都在宅医療推進強化事業について、24 時間在宅医療支援体制の確立に向け、区としての取組みを検討すること。

⑥帯状疱疹予防接種助成について、助成申し込みに係る手続きの簡素化を図ること。

⑦区内 8 医療機関で実施されている在宅医療後方支援病床確保事業について、今後の実施医療機関の拡大に要する経費を含め、助成金を拡充すること。

⑧高齢者については、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者を対象としたグループホーム、障害者については、障害者多機能型入所施設など、施設整備や地域偏在を是正しつつ、公有地の利活用も図りながら着実に整備すること。

⑨障害児（者）の移動支援に伴うヘルパー介護事業者の充実に努めること。また、移動支援の対象として、現在対象外となっている聴覚障害者（児）を対象に含むことについて、他自体の取り組みを参考に検討すること。

⑩手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例の趣旨に則り、引き続き市内の聴覚障害者への対応を図るとともに、遠隔手話通訳サービスやコミュニケーション支援ツール等の利用促進、利用可能な場所の拡充により、さらなるコミュニケーションの円滑化に積極的に取り組むこと。

⑪重度心身障害児（者）在宅レスパイト支援事業は、拡充された利用上限時間数につい

て利用者ニーズと合致しているか否かの实地調査を実施するとともに、引き続き支援の拡充を検討すること。

⑫自宅でのひとり入浴に不安を感じている高齢者の入浴機会の確保等、公衆浴場の有効活用を図ること。引き続き、公衆浴場の AED 設置をはじめ、高齢者の介護予防、健康増進、交流促進等に資する健康増進型公衆浴場への改築、改修に対する助成制度を継続すること。また、自宅に入浴設備のない生活保護受給者に対し、昨今の猛暑期間も考慮の上、入浴券の支給枚数を増やすこと。

⑬ふれあい入浴事業について、燃料費の高騰に応じた公衆浴場への助成を実施するとともに、対象年齢の拡大を図ること。

⑭高齢者出張調髪サービス事業に係る助成金について、物価高騰に応じた料金改定を行うこと。

⑮健康増進や認知症予防を目的とした「ふれあいカット券（仮称）」の導入を検討すること。

⑯在宅での医療・介護の連携による地域包括ケアシステムの構築に資する元気アップト

レーニングについて、利用しやすい制度運営に努めること。

⑰お部屋探しサポート事業について、貸主の負担軽減のため、各種保障への加入について、借主が加入できるよう助成を検討すること。

⑱介護事業全般の業務効率化に向け、介護事業所や介護従事者による ICT 化への取組みを区として支援するとともに、区の介護事業全般の ICT 化に向け事業者との協議を実施すること。

## 防災

①現在締結している、あるいは今後締結する災害時の各種協力協定については、協定種別による担当所管課制とし、全庁体制で有事における運用の具体化を早期に図ること。また、それぞれの活動協力団体が相互の活動内容を事前に把握し、協力関係を構築できるよう活動協力団体協議会（仮称）を設立すること。さらに、活動協力団体に対し、その団体名や災害時に従事する活動内容を明記したビブスを、各団体の構成に応じて不足なく配布すること。

②有事の際に建物安全確認の実施や設備の不具合の解消を速やかに実施するなど、拠点避難所の機能を維持する取り組みについては、江東区防災協力連合会と連携の上、行動の具体化を図ること。また、各拠点避難所を担当制とすることについて、同連合会と早急に協議を開始すること。更に、全拠点避難所に整備された非常用発電機については、同連合会と連携し、定期的な作動確認を実施すること。

③令和5年度より実施の避難所開設・運営訓練やペット同行避難訓練については、各学校避難所運営協力本部連絡会や関係機関との協議の上、実施校数の更なる拡充を図ること。また、福祉避難所の受け入れ体制の強化並びに福祉避難所開設・運営訓練の実施に向け、関係機関との協議を実施し、早期実現を図ること。

④飼い主によるペット防災の推進に向け、関係機関と連携の上、江東区民まつり等を活

用するなど、周知啓発活動を拡充すること。

⑤地域の実情を精査し、公共施設や民間施設等、避難所施設の確保及び情報確保手段や備蓄倉庫の増設、備蓄品の拡充に引き続き努めると共に、各避難所のバリアフリー化の推進や障害者対応に資するパーティション等の備品を配備すること。

⑥災害協力隊に貸与する防災資機材格納庫について、地域の実情に応じてその増強を図ること。また、格納庫の設置に要する費用については、全額区費負担とすること。

⑦災害発生時に、有効な情報提供のツールとして全戸配布した防災備蓄用ラジオの作動確認を兼ねた定期的な使用を呼びかけ、情報伝達体制の強化に継続して取り組むこと。また、レインボータウン FM 放送や東京ベイネットワークに対して、災害発生時を想定した区民への速やかな災害情報の提供体制の確立に向け、生放送への対応等、更なる協力を要請することについて、引き続き検討・協議を進めること。

⑧災害時のエネルギー確保については、全国各地の自然災害を事例とし、LP ガス等可搬性に優れたエネルギーを確保する等、災害時のエネルギーの分散化を図ること。また、災害時等に使用する庁有緊急用車両に LP ガス車両の追備を図ること。

⑨グレーゾーン建築物に対して、昭和 56 年 5 月までのいわゆる旧耐震の建物に対する耐震診断助成としてしているところを、平成 12 年 5 月までの建築物へ対象を拡大すること。

また、耐震診断後、現在も本区で行われている耐震改修助成に加え、老朽建築物の除却への助成制度の普及啓発を強化するとともに、助成制度を拡充すること。加えて、令和 5 年策定の老朽空家等対策計画に基づき、老朽空き家建築物の除却を引き続き推進すること。

⑩東京都の「不燃化特区制度」において指定された地域に対して、適切な支援を図るとともに、区が進める「不燃化特区推進事業」の効果的な事業展開を図ること。

⑪災害時、拠点避難所等における介護保険サービスの提供に係る体制整備に向け、介護事業者との協議を実施すること。

## 環境

①ゼロカーボンシティ江東区の実現に向けて、具体的な目標数値を設定するとともに適宜予算を措置すること。

②森林環境譲与税の用途として、区公共施設木質化の取り組みのみならず、国内森林の保全や再生に寄与する施策を推進すること。またその施策推進にあたり、災害時相互応援協定の締結先や友好交流のある自治体との連携を図ること。加えて、本区も「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定（「多摩の森」プロジェクト）」に参画するとともに、自然体験ツアーなど森林の保全や再生に資する各種事業への区民参加を促進すること。

③EV車の普及に伴い、充電設備設置助成の拡充について検討すること。また公共施設における急速充電設備の増設も継続すること。

④引き続き、5Rによるゴミ減量の取り組みを推進するとともに、ゴミ焼却処分に係る「負担の公平」に資する制度の維持向上や23区内のゴミ減量に向けた取り組みについて、他22区への働きかけを強化すること。また、ゴミ出しマナー・ルールの徹底・周知を図り、不法投棄等の防止への取り組みも継続すること。繁華街や飲食店が多く立ち並ぶ地域におけるカラス対策については他区の事例なども参考に、引き続き対策を強化

すること。

⑤廃棄物と資源の収集運搬業務を円滑に進めること。収集場所の最適化や回収コンテナ、リサイクル品回収ネットの追加購入等適正に対処しつつ、情報提供及び指導を徹底すること。また、回収コンテナの修繕、洗浄場所等の確保を検討すること。

⑥引き続き、公共施設の緑化や街路樹の充実を推進するとともに、維持管理体制の強化を図ること。また、民間建築物などに対する緑化助成事業や、駐車場の一部芝生化など、更なるCIG施策を推進すること。

⑦江東区たばこに関する基本方針に則り、公共喫煙所の設置及び民有地の喫煙所設置に対する助成を通して、分煙社会を早期に実現すること。

⑧アスベストについて、大気汚染防止法の改正を受けて多くの建物が対象となっているが、安全に処理されるための助成制度の創設について、検討すること。

⑨昨今の猛暑に鑑み、民間施設所有者と連携したクーリングシェルター指定施設の増強を図ること。また、高齢者を中心に冷房機の適正使用に資する取り組みをこれまで以上に強化するとともに、独居高齢者や高齢者のみ世帯のうち低所得者世帯を対象に、冷房

機設置状況の調査並びに冷房機設置助成制度の創設について、検討すること。

## こども

①教育推進プラン・江東（第２期）の改正に向け、教育行政の現状と課題を踏まえるべく、各種事業の執行状況を評価・検証し、必要に応じて区民や保護者を対象とした教育に関する意識調査を実施すること。

②江東区版 GIGA スクール構想に基づき、デジタル教科書や電子黒板の活用等、ICT 機器の拡充を引き続き推進し、全ての区立学校で着実に実施すること。また、義務教育の機会を保障する観点から、不登校児・生徒に向けたオンライン版ブリッジスクール教室の開設を検討すること。

③区内各種団体をはじめ専門家による区立学校への各種出前授業については、その実施時期や内容等が児童・生徒にとってより有意義となるよう、教育委員会として主体的に取り組むこと。

④昨今の猛暑を踏まえ、授業や部活動等学校教育現場における園児・児童・生徒の体調管理について、引き続き万全を期すこと。また、プール授業の通年化を図り、区内スポーツ会館等公共施設や民間施設を利活用するなど、時代に即した教育環境の整備を検討、推進すること。

⑤学校の改修、改築等について教育の質の向上に重点を置くとともに、事業が計画的に進捗するよう実勢価格を反映させた積算に努めること。また、学校教育施設や幼稚園、保育園等の室内温度を適正に保つ取り組みを講じるなど、猛暑対策について必要な予算を講じること。さらに、空調未設置の給食室については、空調整備を早急かつ確実に実施するとともに、未設置期間中の暫定的な対策に万全を期すこと。

⑥令和5年10月より実施の学校給食費無償化について、国立、私立等の江東区立学校以外の教育施設に通う児童・生徒に対する同等程度の補助を実施すること。

⑦現在、区内公立校では、10校程度で有機食材を使用した給食が提供されているが、生徒、児童の健全な発育を促し、公平性を担保するために、区内公立校の給食食材選定における意思統一を徹底し、給食における有機食材利用の更なる普及に努めること。

⑧東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、区内に整備された各競技会場を活用し、児童・生徒のスポーツ体験やイベント、競技観戦等の機会を確保し、レガシーとしての活用を引き続き図ること。また、「KOTO☆ボッチャフレンドリーマッチ」の開催に際し、特別支援学校児童との交流機会の創出を検討すること。

⑨医療的ケア児の受け入れにあたって、各校、各園に状況の引継ぎや情報共有で民間の

看護師等の医療従事者が訪問する際は、その訪問に関わる経費等の助成を検討すること。

⑩区立幼稚園のあり方を常に検証し、3歳児保育の拡充や預かり保育の充実等、時代に合わせた利用者のニーズを踏まえた運営を推進すること。

⑪人口動態の変化に伴う未就学児の人口減少について、保育の定員適正化を適宜見直し、保育園や区立幼稚園、私立幼稚園等の区内資源の有効活用を拡充し、子どもを取り巻く環境整備を進めること。

⑫引き続き、ジュニアリーダー活動を支援するとともに、ジュニアリーダー育成に関わる職員体制を強化、拡充すること。

## まちづくり

①地下鉄 8 号線の延伸に際し、引き続き本区実施のワークショップや事業者実施の説明会等で出された意見や要望を受け止め、沿線まちづくり計画等に活かして実現すること。本区において、地下鉄 8 号線の開通は歴史的な転機であり、豊洲から錦糸町・押上方面への直通運転の実現、まちの今後の方向性を大きく左右する中間新駅の名称決定や出入り口の整備についても、十分に地域の声を反映するよう、東京メトロへ引き続き要望すること。

②豊洲市場開場にあたっての 3 つの約束の進捗状況について、都区協議会の開催による区への報告・協議や都による区議会への報告など、都として本区や本区民、本区議会に約束した取り組みを継続して実施するよう、東京都に対して強く求めること。特に 5 街区の将来活用について、その方向性を早期に定めるよう東京都に求めていくこと。

③臨海部の人口急増により混雑する既存のバス路線に対し、増便や拡充、BRT 等を活用した交通アクセスの多重化を進めること。また、地下鉄 8 号線及び臨海地下鉄の動向を見極め、計画実現までの切れ目のないアクセス構築に努めること。

④区内で進められている大島三丁目一番地地区及び門前仲町駅前市街地再開発について、住民の理解を得ながら積極的に事業の推進を図ること。特に大島三丁目一番地地区

については、引き続き「事業エリアのまちづくり方針」に対する地域住民の理解促進を十分に図り、都市計画の決定に向けて最善の努力をすること。

⑤ユニバーサルデザインのまちづくりについては、既存計画に位置づけられた施策の推進に加え、現状の課題と今後の施策展開の方向性を整理し、具体的な施策計画を策定すること。また、区内公共交通機関の各駅において、エレベーター2ルート目の整備やホームドア未設置駅への整備実施など、更なるバリアフリー化の推進について、各鉄道事業者への要請を強化すること。特に JR 亀戸駅東口は、近隣環境の変化に伴い乗降客数が年々増加していることから、バリアフリー化や自動改札の増設を早急に要望すること。当該事業者の JR 東日本とは、今後の亀戸駅周辺開発の動向について、綿密な情報交換を実施するとともに、区としてもこれを後押しすべく亀戸のまちづくり、駅前環境の見直しに尽力し必要な予算措置を行うこと。

⑥マンション条例の周知徹底及び既存のマンションの管理責任者の把握、地域住民との情報の共有、協力体制の構築に継続して取り組むこと。特にマンション条例に則り、町会自治会への加入または立ち上げを指導すること。また、既存のマンションにおける宅配ボックスの設置促進に向け助成制度の創設を検討すること。

⑦放置自転車対策について、禁止区域を適宜見直しながら、鉄道事業者や大型店舗等の

協力を得ながら自転車駐車場の整備を行うこと。

⑧舟運による内部河川の活用のため、河川整備及び後背地の整備計画を策定すること。

その際、船着場を一般開放し、広く区民に利用されるよう運用すること。

⑨江東区及び近隣区と連携し、公営火葬場の建設、運営を検討すること。その際、本区民の経済的負担を最小限度にする運営を行うこと。

⑩フレイル予防の観点から、高齢者が徒歩での外出を気兼ねなく自由にできるよう、歩道や商店街、店舗前などへの「とまり木休憩所」等の設置を検討し、高齢者等にやさしいまちづくりに努めること。

## 行財政改革

- ①江東区長期計画後期の改定に際し、計画事業を着実に実施するためにも、昨今の物価高騰や社会情勢を鑑みた財政計画とすること。
  
- ②本区の DX 推進、防災減災力強化に資する人材について、あらゆる手段で積極的に職員採用を図ること。また、区技術系職員の専門性や能力の向上に向け、専門技能を有する民間企業等との人事交流を図るなど、技術系職員の人材育成に積極的に取り組むこと。
  
- ③新庁舎建設基本計画の策定に際し、現在本庁舎から分離されている防災センター機能や保健所機能など、危機管理上重要となる機能を合築する計画とすること。また、防災センター機能については、本庁舎以外の区有施設と機能の分散化を図ること。
  
- ④ふるさと納税について、減収額が受益と負担という地方税の原則を歪めるものであることから、引き続き立法趣旨を踏まえた抜本的な制度見直しを求めること。一方で、区の魅力を広く発信するシティプロモーションの一環として同制度の活用を図るにあたり、区民による区の伝統・文化を次世代へと継承する取り組みへの支援に資する事業とすること。
  
- ⑤各種証明書の郵送請求におけるキャッシュレス化について、実証実験を実施した先行

事例を研究し、定額小為替を取り扱う事務負担軽減に向けた取組みを早期に実施すること。

**DX**

①国による自治体情報システムの標準化の議論を踏まえ、基幹業務については適切に推進すること。また、標準化対象外業務のうち、デジタル化に資する業務の洗い出し及び優先施策について、早急に検討すること。特に初期の取り組みとして、防災事業や医療・介護事業にデジタル化を取り入れ、その有効性を区民や事業者に示すとともに、職員も有効性を実感できる取り組みを推進すること。

## 暮らしとコミュニティ

- ①令和5年度より実施の町会自治会地域活性化補助事業について、令和7年度以降においても継続して実施すること。
  
- ②常日頃、町会・自治会から行政に対して、各種申請や届け出を行う場面が多く散見されるが、昨今の町会・自治会の高齢化、人手不足を鑑み、手続きの簡素化ないし、デジタル化を更に推進すること。また、町会・自治会のデジタル化推進の後押しとなる施策に注力すること。
  
- ③相続登記義務化を踏まえ、引き続き相談事業の拡充とともに適宜周知を図ること。
  
- ④国や地方公共団体から司法書士等へ依頼される相続調査に係る職務上請求について、費用負担を行うこと。
  
- ⑤確定申告無料相談事業について、区報紙面をより効果的に活用するなど、周知を徹底すること。
  
- ⑥マイナンバーカード発行に係る事務作業について、業務委託を検討すること。

⑦罪を犯した人等が、地域で孤立することなく、関係機関が連携し各種サービスに繋がられるよう取り組むとともに、誰もが不安なく安心して暮らせる社会の実現のため、「再犯防止推進計画」を早期に策定すること。